

徳島県社保協運営委員会報告書

2023年8月25日(金) 15:00~16:30 於 健生病院別館 6階会議室
出席: 山本正、植本、竹田、楠藤温、上村、井上、伊藤、楠藤義、藤榮
欠席: 富田、伊吹、見渡

■報告事項

1. 新署名「現行の健康保険証を残してください」8/10スタート

保団連は裏面のチラシ部分が異なるが、請願事項は同じ。

社保協(民医連)の署名用紙がたくさん届いているので各団体持ち帰ってください。

2. 全日本民医連への中央社保協の報告

骨太の方針で歳出削減の一方で2022 年収は過去最高、75 歳以上単身世帯の収入と支出の状況、子どもに十分な食事が与えられないアンケート結果など情勢報告を見てほしい。また、医師の働き方改革で医師の総労働時間に制限がかけられ改善されるのはいいが、そうすると人口当たり 10 万人の医師不足となる。医療機関からは医療活動が成り立たないと懸念の声が上がっている。マイナカードの違法性についての議論も。

<中央社保協の取り組み>

9/1(金)新介護署名キックオフ集会をオンラインで開催。通年で運動に取り組んでいる。9/16~17 中央社保学校 in 岡山。9/25(月)国保部会で厚労省交渉、介護 7 団体による団体署名と記者会見を行う。10/9(祝)介護学習交流集会。10/19(木)いのちまもる秋の国民集会。11/11(土)介護・認知症なんでも無料電話相談。11/12~13 日本高齢者大会 in 東京。11/23(祝)地域医療守る運動学習交流集会。12 月、国保改善運動学習交流集会。

3. 中央社保学校ぜひ参加を 9/16~17

中央社保協のホームページから個々で申し込みをしてください。費用負担は社保協でします。

4. その他情勢について

【労連】 徳島の最低賃金は 41 円引き上げで 896 円。10 月 1 日適用。過去 40 年で最も高い引き上げ額だが、四国で最も低い。全国で最下位岩手の次に低く、これまで最下位だった沖縄と同額。大幅な最低賃金の引き上げによる中小企業・小規模事業者への影響が憂慮されることから、政府に対し、生産性向上等のための最大限の支援(業務改善助成金など)や取引条件の改善等の一層の強化に取り組むことなどを要望する付帯決議がついた。(例えば介護事業所で給与を上げてても介護報酬が上がらないとやっていけない。給与が上がれば社会保険料も上がるため事業主負担が膨らむ。これらへの対応が必要。)

生計費は全国であまり変わらないので、地方の最低賃金では生活できない。

月給制で時給換算すると最低賃金以下になる場合、見過ごされやすい。労働局も見逃している

ことがあるので、注意が必要。

■協議事項

1. 自治体キャラバン 社会保障制度の拡充を求める陳情（要望）書案の検討

【要望書の検討】

- ・ 9. 生活保護について 持ち家（居住用の財産）は保有していても原則売却指示は出ないので記載する必要なし。 自動車の保有は原則ダメだが、公共交通機関が使えないなどの理由で場合により認められている。
→自動車の保有は「弾力的な運用」で対応するよう通知も出されています。
- ・ 9.3) →住民からの相談があった場合は申請の意思を必ず確認してください。
- ・ 6. お年寄り→高齢者に統一
- ・ 8. 無料低額診療 を加えました。
- ・ 5. 2) 18歳までの医療費無料化について 一部負担 600 円が必要な自治体もある。
→完全無料化
→18 歳未満の窓口医療費負担無料化を国の責任で実施すべきなので国に対して要望してください。国が行わない場合は県に要望してください。
- ・ 2. 新型コロナウイルス感染症に関わる施策について 情勢が変わっている部分の修正が必要。
- ・ 3. 県内の医療機能を守る を追加している。
- ・ 7. 国民健康保険について 4)、5)、6) を追加
5) 保険証は原則全世帯に交付してください→保険証は窓口留め置きをやめ全世帯に交付してください。 コロナ感染症でいのちを落とすことがないように→削除
6) 「資格証明書」の取り扱いは現行制度を継続してください。→（取り扱いは）悪質滞納者に限定している（現行制度）を加筆。
- ・ 10. そして全国市長会→また全国市長会、町村長会
11) 診療報酬を引き上げること→診療報酬、介護報酬を引き上げること

【進め方について】

- ・ 加盟団体責任をもって担当する自治体を決める必要がある。各団体複数の自治体を担当するか、重点的にまわる自治体を選択する方法もある。回り方も平和行進のように板野郡をまとめて1日でまわるといった工夫が必要。医労連は事業所のある自治体に行く。
- ・ 10 項目の要望すべてを訪問して説明するのではなく、重点項目のみ議論する。
- ・ 要望書に文書回答をもとめるとともに、訪問の際は重点項目について確認することを事前に伝えておく。
- ・ 各団体担当できる自治体を分担するため申し出てもらおう。日程調整で担当交代することもある。4年前の日程と担当者の表をもとに担当など検討する。
- ・ 訪問は11月以降になりそう。
- ・ 現場の声、特に医師らの声を集めて持って行ければ効果的だが、マイナ保険証のことでは、

徳島はトラブル事例があまり出てない。(まだマイナ保険証をあまり使っていない)

2. 徳島県社保協 総会学習会

日時：2023年10月8日(日)13:30~16:30(13:00~17:00会場を借りている)

場所：ふれあい健康館 第2会議室 (最大84人収容)

講師：鈴木静先生

内容：いのちのとりで裁判について 生活保護引き下げ訴訟

- ・チラシ配布して参加動員を始めなければならない。
- ・チラシのデータを加盟団体に送り、各自印刷して配ってもらう。
- ・赤旗への折り込みをする。
- ・一般の参加者にアピールできるように、チラシのレイアウトを変更する。

3. その他

【守る会】 キャラバンの要請項目にもある、署名と議会請願を社保協で取り組みたい。

【年金者組合】 加齢性難聴の補聴器補助に関する陳情行いたい。議会の会期との調整が難しい。キャラバンで提出したい。

→地域の老人会や婦人会と連名で出すと効果的だが。(井上)

【保険医協会】 中央社保学校に職員1名が参加する。

■次回 9月22日(金)15:00~16:30 健生病院別館6階会議室1

※出席のため調整をいただくとともに、どうしても出席できない場合は必ず連絡をお願いします。

2023年6月16日

徳島県議会議長 岡田理絵殿

徳島県社会保障推進協議会

住所 徳島市下助任町4丁目9
徳島健生会館3階 徳島県民医連内
連絡先 徳島県民医連事務局長 楠藤義朝
電話 088-625-8412
共同代表 山本正美
竹田節夫
藤榮恵裕

健康保険証一律廃止の中止を求める意見書の提出を求めます

要望理由

国会では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、マイナンバー改正法案と略す）が可決され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、来年秋には現行の健康保険証の廃止が予定されています。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバー保険証を持たない国民は、自ら申請して「資格確認書」の発行をしてもらわないと保険診療が受けられなくなり、保険者によってすべての被保険者に健康保険証が交付されてきた国民皆保険制度が崩されかねない事態となります。

しかも、この間、マイナンバー保険証には、重大な欠陥があることが次々と明らかになっています。全国保険医団体連合会の調査では、マイナンバー保険証で受診しようとしたら保険証情報が読み取れず、資格確認ができなかった等、マイナ保険証利用時に何らかのトラブルがあったと回答した医療機関が6割～7割に上ったという結果が公表されています。投薬や病歴などの医療情報が他人のものと紐づけされていた等、医療事故にも繋がりかねない重大なトラブルも判明しています。保険証以外にもマイナンバーカード情報の誤登録が起こる制度上の欠陥も指摘されており、マイナンバー制度への国民の不信、不安は増大するばかりです。このような中、事実上のマイナンバーカード強要に繋がる健康保険証の一律廃止まで決めてマイナンバー保険証への移行を強行することは認められません。

要望事項

1. マイナンバー保険証への拙速な移行は止めて、健康保険証の一律廃止を中止するよう求める意見書を国に対して提出するよう求めます。

健康保険証廃止の中止を求める意見書（案）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、マイナンバー改正法案と略す）が可決され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、来年秋には現行の健康保険証の廃止が予定されている。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバー保険証を持たない国民は、「資格確認書」を申請によって発行してもらわなくては保険診療が受けられなくなり、健康保険証が保険者によってすべての被保険者に交付されてきた国民皆保険制度が崩されかねない問題である。

しかも、この間、マイナンバー保険証には、重大な欠陥があることが明らかになっている。全国保険医団体連合会の調査では、マイナンバー保険証で受診しようとしたら保険証情報が読み取れず、資格確認ができなかった等、マイナ保険証利用時に何らかのトラブルがあったと回答した医療機関が6割～7割に上ったという結果が公表されている。投薬や病歴などの医療情報が他人のものと紐づけされていた等、いのちにかかわる重大なトラブルも判明している。保険証以外にもマイナンバーカードの誤登録が起こる制度上の欠陥も指摘されており、マイナンバー制度そのものの見直しも求められる事態となっている。このような状況下で、事実上のマイナンバーカードを強要するような健康保険証の一律廃止はすべきではない。

よって、国会および政府におかれては、マイナンバー保険証への拙速な移行は行わず、現行の健康保険証でも従来通り保険診療が受けられるようにすべきである。よって、健康保険証の一律廃止を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

徳島県議会議員 岡田理絵

（宛先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣

徳議第10056号
令和5年7月6日

徳島県社会保障推進協議会
共同代表 山本正美 様
竹田節夫 様
藤榮恵裕 様

徳島県議会議長 岡田 理絵



請願に対する議会の審議結果について（通知）

さきに提出のありました次の請願は、令和5年6月定例会で、審議の結果、不採択となりました。

1 件 名
健康保険証一律廃止の中止を求める意見書の提出を求める請願

2 理 由
全国で発生しているマイナンバー保険証に関するトラブルについては、国において本年秋までにデータの総点検等が行われ、また、各医療保険者に対し、再発防止策の徹底が指示されているところです。

また、マイナンバー保険証を含む医療分野のデジタル化は、医療の質と効率を高める取組であり、トラブルにはしっかりと対応した上で、更に推進していく必要があると考えられることから、御要望には沿えません。

2023年 月 日

各自治体
首長様

徳島県社会保障推進協議会
共同代表 山本 正美
竹田 節夫
藤榮 恵裕

〒770-854 徳島市下助任町 4-9
徳島健生病院別館 3 階 徳島県民医連内
電話：088-626-8412
e-mail：kenren@tokushima-min-iren.com

陳 情 書

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設をしてください

日頃より住民生活向上と福祉増進にご尽力されていますことに、心より敬意を表します。さて、加齢性難聴とは、加齢に伴い音を感じる部位に障害がおこり、聴力の低下によって発生する障害で、40歳代からはじまり75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれています。

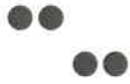
こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなるとともに、孤立し、うつ状態や認知症の発症リスクを大きくするともいわれています。こうした難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らす「聞こえのバリアフリー化」への必需品となっています。

しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため全額個人負担となっています。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大きすぎるため、経済的負担を軽減することが求められています。

高知県議会においても2019年6月議会で「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」が採択されるとともに、高知県内の19自治体で同様の意見書が採択されています。また国の動きが鈍いなか、東京をはじめ全国の市町村では、自治体独自の補聴器購入助成が広がりつつあります。

貴職においても、国への働きかけを強くお願いするとともに、独自での「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度」を創設していただきますよう要望する次第です。

2023年●月●日



町市長
様

徳島県社会保障推進協議会
共同代表 山本 正美
竹田 節夫
藤榮 恵裕

〒770-8547 徳島市下助任4-9
徳島健生病院別館3階 徳島県民医連内
電話：088(626)8412
e-mail：kenren@tokushima-min-iren.com

※市町村向け

社会保障制度の拡充を求める陳情(要望)書【案】

【懇談についての趣旨】

住民の生活・福祉の向上のための日頃のご尽力、ならびに新型コロナウイルス感染拡大、政治経済情勢の大きな変化による物価高騰の中で、住民のいのちと暮らしを守る貴職のご奮闘に敬意を表します。また、日頃より当協議会の取り組みに対するご理解とご協力に感謝申し上げます。

私たち徳島県社会保障推進協議会は、加盟する各団体が行う運動や実践、地元住民のみならずの声をふまえ、生活の実情や要望、医療や介護、くらしにかかわる課題を改善し住民と共に安心して住み続けられる地域を目指して運動を進める協議会です。

自治体からのご意見もうかがいながら、いのちと暮らしを守る共通課題を一致させ、施策に反映できればと考えています。

長期間にわたる新型コロナ感染症の拡大や、政治経済情勢の変化による物価高騰に直面するいま、いのちと暮らしを支える諸制度は、地域住民にとってまさに命綱となっています。当協議会からの改善・要望項目も多くありますが、この間、自治体で取り組んできた施策についてお聞かせください。地域住民のいのちと暮らしを守る自治体としての役割の発揮をお願いし、可能なことは自治体で具体化していただくとともに、県や国への要望の提出など、以下の項目についてご検討いただくようお願いいたします。

【陳情(要望)事項】

1. 自治体の基本的姿勢について

1)憲法、地方自治法などを踏まえ、格差と貧困、平和とくらしへの不安と困難が広がる中だから

こそ、住民一人ひとりが、人間としての尊厳が保障され、健康で文化な、平和で安全な生活が送れるように自治体の施策を進めるとともに、県、国に対して自治体として必要な提案や意見を上げて下さい。

- 2)「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民利益への奉仕を最優先に行ってください。コロナ禍で地域の公衆衛生機能の低下が問題になったように、自治体機能の低下につながる職員削減をやめ、緊急時にも住民救済に対応できる職員、正規職員での採用で配置して下さい。

2. 新型コロナ感染症に関わる施策について

新型コロナ感染症は政府により、5月から5類感染症に引き下げられ、インフルエンザと同等の扱いとなりました。感染症患者の状況も定点把握となり、リアルな現状が十分住民に知らされていません。

5月より、全国の感染者数は増加傾向にあり、徳島も例外ではありません。徳島でも医療機関の発熱外来受診者は増えてきており、検査陽性者の割合も増えてきています。

新型コロナ感染症の感染力が弱まったわけでもなく、重症化のリスクも軽減されたわけではありません。「5類への移行は、科学ではなく空気感で決ってしまった」と指摘する専門家もいます。政府の国民の生活様式を日常に戻すという国民への情報発信で、「3密」などの感染機会への警戒が一気に緩んでしまったのが原因です。

科学的な見地でコロナ感染症をとらえ、コロナ感染症から住民を守るため、自治体として必要な施策を行ってください。

- 1)公衆衛生体制の強化を求めます。自治体の保健師の人数を増やしてください。
- 2)感染状況を県民に知らせ、感染防止のための行動を行うよう、広報してください。
- 3)住民を新型コロナ感染症から守るため、県内医療機関の連携を強めてください。
- 4)医療現場での新型コロナ感染による労災が増加しています。**【資料2】**医療従事者の感染防止のための支援を検討してください。

3. 県内の医療機能を守る

コロナ感染症によって地域の医師、看護師をはじめとする医療従事者や医療体制の脆弱性が明らかになりました。公的な医療機関をはじめとする現在の医療体制は、決して政府がいう「過剰」ではありません。

当協議会が2021年9月5日に開催した学習集会では、徳島県保健福祉部医療政策課の廣瀬和久課長をお招きし、医師確保と要請に対する徳島県のとりくみをお伺いしました。「厚労省統計の人口に対する医師数は徳島県は過剰と言われているが、決して充足しているわけではない。」とおっしゃっていました。

国の医療機関の統廃合や病床数を大幅に削減する地域医療計画については、地域の現状を十分に調査したうえで対応し、性急な計画実施は行わないでください。

- 1)感染症予防と治療のため、各医療機関に対する財政的支援を行ってください。
- 2)医師をはじめとする医療、看護、介護職の人材育成と確保に努めてください。

3)地域医療計画に基づく公立・公的病院の統廃合や病床削減計画は、当該職員と住民の意見をよく聞きながら慎重に進めてください。

4. 物価高騰に対する住民への支援

この間の物価高騰により、県民の生活はコロナの影響に加え、さらに厳しさを増しています。特に電気料金の高騰は、酷暑の中エアコンの使用を控えるなど、いのちに関わる問題です。

- 1)物価高騰から生活を守るため、すべての県民に「物価高騰給付金」を支給してください。
- 2)低所得世帯に対して、エアコン購入費(買い替え含む)の助成制度を創設してください。

5. 子育て支援、子どもの貧困対策に関して

令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策推進法」で計画策定が市区町村に努力義務化されたことも踏まえ、必要な実態調査を実施、検証を行い、より具体的な施策を策定・実施して下さい。

静岡、福島、茨城、鳥取ではすべての自治体で18歳未満の窓口医療費無料化を実施しています。そして香川でも、決めました。

- 1)給食費の無償化を実施してください。
- 2)徳島県や国に対して給食費無償化のための助成をするよう、自治体として要請してください。
- 3)当面、自治体の負担で、18歳未満の通院、入院の窓口負担を完全無料化してください。

18歳未満の窓口医療費無料化は、「異次元の少子化対策」として、国の責任で実施すべきと考えています。

6. 高齢者の健全な日常生活に対する支援

徳島県の高齢化は年々進行しています。高齢者が元気に安心して住み慣れた街で暮らせるよう、自治体として様々な支援をお願いします。

特に、加齢による難聴は高齢者にとって深刻な問題です。難聴はまわりの人々との会話の障害になり、社会からの孤立につながります。しかし、年金生活者や所得の低い高齢者にとって補聴器の購入は重過ぎる負担です。世界では公的助成をしている国も多く補聴器を多くの高齢者が使用していますが、日本の使用率は低いのが現状です。この間、全国の様々な自治体でも補聴器購入費に対する助成が広がっています。

- 1)老々世帯や、独居の高齢者に対する安否確認や支援など、自治体としてのとりくみをお教えてください。
- 2)加齢性難聴に対する補聴器購入費の助成制度があればお教えてください。なければ創設してください。
- 3)ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物・外出支援など多様な生活支援施策の充実を図ってください。
- 4)高齢者が集うサロンや認知症カフェなど高齢者の集う場所を運営している団体に対して、

施設運営費用などの助成を実施・拡充して下さい。

7. 国民健康保険について

- 1)高すぎる国保税(料)を「払える国保税(料)」に引き下げてください。
- 2)子どもや障がい者の保険税(料)均等割りを廃止してください。
- 3)低所得者への申請減免を積極的に実施できるよう、状況をつかんでください。
- 4)一部負担金の減免制度(国保44条)について、行政の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを設置し、広報誌などで住民への周知を徹底してください。
- 5)住民の受診が遅れないよう、保険証の窓口での留め置きをやめ、保険証は原則全世帯にの手に届くようにしてください。
- 6)「原則マイナ保険証」により、保険証の発行が廃止された場合も長期未納者に限定している「資格証明書」の取り扱いは現行制度を継続してください。

8. 無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減について

現在、県内では4つの医療機関が、低所得者向けの無料低額診療事業を行っています。特にコロナ禍での受診の遅れは、感染拡大といのちに関わる事態になりかねません。

- 1)住民の無料低額診療の利用状況についてお教えてください。
- 2)住民のいのちを守るため、公的病院の無料低額診療事業の実施を広げてください。
- 3)住民に無料低額診療事業と実施医療機関を広報誌などで知らせてください。
- 4)保険薬局では同事業が行えないため、病院、診療所で適応されても、薬代が適応されません。自治体での補填をしてください。

基本的には、国が保険薬局に対して同事業を認めるべきと考えています。

9. 生活保護について

コロナ禍と物価高騰で住民の生活はかつてなくきびしい状態に置かれています。憲法25条および生活保護法第1条第2条に基づき、必要な方が、躊躇なく権利として生活保護制度を受給できるよう、自治体としての施策をお願いします。京丹後市では、「生活保護の申請は、国民の権利です。」と書いたお知らせを作り、広報と一緒に全戸配布を行っています。【資料3】奈良県では4市が、近鉄の電子掲示板を活用して生活保護制度についてお知らせしています。

また、厚労省から、「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限る事とする「問答集」が出されています。さらに、自動車の保有については「弾力的な運用」で対応するよう通知も出されています。住民の実情をよくつかみ、対応するようお願いします。

- 1)必要な方が、躊躇なく申請できるよう、自治体として広報を強めてください。
- 2)申請権を保障するために、各自治体で作成している生活保護のしおりと申請書は、住民の目

につくようカウンターなどに常時設置して下さい。

3)住民からの相談があった場合、申請の意思を必ず確認してください。そして申請の意思があった際には、無条件で申請を受け付けてください。

4)国の通達に基づき、親族の援助を促すなどの指導はしないで下さい。また、親族への扶養照会もやめて下さい。

5)生活保護利用者に車の保有・利用を認めてください。

10. 自治体から国への要望

政府が、自らの責任を自治体に押し付け、様々な査定によって地方交付金の金額を決定する事に大きな憤りを感じています。そして、自治体独自で実現できることが限られているのも承知しています。

「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の責任を果たすために、国に対して、国としての制度の充実と自治体への交付金の増額を求めてください。また、全国市長会、町村長会などとも連携して国に対して、住民のいのちと生活を守る立場で要望や意見書を提出してください。

1)現行保険証を原則廃止し、マイナ保険証に一本化する事に反対

2)児童福祉法の対象年齢である18歳までの医療費無料化制度の創設

3)大学等授業料無償化

4)消費税5%への減税実施、インボイス制度実施中止

5)最低賃金の増額

6)生活保護基準を引き下げ前の2012年水準に戻すこと

7)年金のマクロ経済スライドの廃止

8)国の介護保険事業計画による様々な制度改定について後退を認めない

(介護度1、2の保険外しやケアプランの有料化、室料の負担増)

9)介護保険料を引き下げのために国庫負担割合を引き上げること

10)75歳以上の後期高齢者の窓口負担を2022年秋までの基準に戻すこと

11)診療報酬・介護報酬を引き上げること

(入院基本料の引き上げを日本病院協会(全国1,874病院)が国に求めています。)【資料4】

料4】

12)病院統廃合・病床削減計画の見直し

(新型コロナウイルス感染症で明らかになったように、医療体制確保の上で公立・公的病院の役割は決定的です。)

13)防衛費の大幅な増額ではなく、国民の医療や福祉、生活を守るため、国としての施策を行うこと

以上

2023秋の自治体キャラバン訪問【日程調整表】

徳島県社協 ■TEL088-625-8412
 ■mail: kenren@tokushima-min-iren.com

①担当自治体の確認をお願いします。担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。

②日程調整の返信締め切り9月15日（金）12:00厳守

③9月22日（金）までには自治体への日程調整連絡はメールおよび郵送します。

【2023/09/08調整中】

2023年	午前	午後	担当団体	担当日確認したらO印を記入	振返え希望日
1 10月26日（木）	①神山町と議会 10:00~11:30	②石井町と議会13:30~15:00 ③吉野川市と議会15:30~17:00	医労連	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。 ○OK・NG	
2 10月27日（金）	④三好市と議会 10:00~10:30	⑤東みよし町と議会13:00~14:30 ⑥つるぎ町と議会15:00~16:30	徳島労連	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
3 10月30日（月）	⑦阿南市と議会 9:30~11:00	⑧那賀町と議会13:30~15:00	新婦人	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
4 10月31日（火）	⑨美波町と議会 9:30~11:00	⑩牟岐町と議会13:00~14:30 ⑪海陽町と議会15:00~16:30	守る会	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
5 11月01日（水）	⑫阿波市と議会 10:00~11:00	⑬美馬市と議会14:00~15:30	民医連	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
* 11月02日（木）	予備				
6 11月06日（月）	⑭佐那那内村と議会 10:00~11:30	⑮小松島市と議会13:30~15:00	年金者組合	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
* 11月07日（火）	予備				
7 11月08日（火）	⑯勝浦町と議会 10:00~11:30	⑰上勝町と議会13:30~15:00	共産党	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
* 11月09日（水）	予備				
8 11月10日（金）	⑱鳳門市と市議会 10:00~11:30	⑲松茂町と議会13:00~14:30 ⑳北島町と議会15:00~16:30	保険医協会	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
9 11月13日（月）	㉑藍住町と議会 10:00~11:30	㉒坂野町と議会13:00~14:30 ㉓上板町と議会15:00~16:30	民商	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
* 11月14日（火）	予備				
2024年					
10 1月11日（木）	㉔徳島市10:00~11:30 徳島市議会11:40~12:10	㉕徳島県14:00~15:30 県議会15:40~16:00	健康生協	担当日程で参加できない場合は予備日程へ振替をお願いします。	
* 1月12日（金）	予備				
* 1月15日（月）	予備				

■ 生活保護制度について学習しませんか

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

いのちのとりで裁判の 現状と展望

と き **10月8日(日)**
午後1時30分～3時20分

と ころ **ふれあい健康館**
(2階第2会議室)

講 師 **鈴木 静 教授**
(愛媛大学文学部人文社会学科)



大学では人権としての社会保障の観点から社会保障法学を研究。著書に「新・初めての社会保障論」「社会保障裁判研究」など。「いのちのとりで裁判愛媛アクション」にも精力的に参加しています。

■いのちのとりで裁判

国は2013年8月から3回に分けて生活扶助基準(生活保護費のうち生活費部分)を最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。物価偽装までして強行した大幅引き下げに対して、厚生労働大臣の裁量権を外れた濫用、憲法

25条・生活保護法8条等に違反しているのではないかと、全国29都道府県で1,000人を超える人が裁判を起こし、今も闘っています。生活保護基準は、最低賃金や高額療養費限度額など多くの制度に連動していて、その引き下げは誰にでも影響があるのです。

※学習講演終了後 午後4時まで徳島県社保協総会をおこないます。

【主催】徳島県社会保障推進協議会 TEL088-625-8412 FAX088-626-3222
E-mail: jimukyoku@tokushima-min-iren.com